

枚方市児童の放課後対策審議会

中間まとめ

平成 30 年 1 月

枚方市児童の放課後対策審議会 中間まとめ

目 次

はじめに	1
第1. 児童の放課後対策に関する背景と基本方針	2
第2. 枚方市の現状と課題	3
留守家庭児童会室事業	
放課後自習教室事業	
枚方子どもいきいき広場事業	
第3. 放課後子ども教室モデル事業の実施に向けて	5
あとがきにかえて	10
【資料】	
①児童の放課後対策審議会 委員名簿及び審議経過	13
②児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方	16
③放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み	17
④放課後子ども教室モデル事業について	29
⑤放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について	33

はじめに

少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、児童の放課後等の安全・安心な活動の場の整備は喫緊の課題である。国の「放課後子ども総合プラン」においても、共働き家庭等が抱える「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組むことが求められている。

本審議会は、児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関する事項、児童の放課後環境の整備に関する事項など、児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項について調査審議を行う教育委員会の附属機関として昨年9月に設置され、児童の放課後対策に関する基本計画の策定について、諮問を受けた。以降、これまで4回の会議を開催し、社会教育分野・児童福祉分野の有識者や学校・地域・保護者・福祉の関係者等、11人の委員がそれぞれの立場から活発に意見を述べ、枚方市の実情に即した児童の放課後環境の整備について審議を重ねてきたところである。

現在、枚方市では、全45小学校において、「放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」として留守家庭児童会室事業が実施され、「放課後子供教室」の一環として放課後自習教室事業が実施されている。また、学校休業日の土曜日等には、地域の実情に応じた児童の健全育成の取り組みとして枚方子どもいきいき広場事業が補助事業として展開されている。

枚方市は、子どもにとって望ましい「放課後」を実現するため、放課後に小学校施設を活用して、子どもの成長に必要な要素である「3間(仲間、時間、空間)」を確保する児童の放課後対策を進めたいという基本的な考え方を示していることから、児童の放課後環境のさらなる整備を図るため、放課後子ども教室モデル事業の実施に向けての調査審議など、この間4回の審議内容を踏まえ、本審議会の「中間まとめ」として、今回、報告するものである。

なお、児童の放課後対策に関する基本計画の策定にあたっては、昨年10月に実施した留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査結果や、平成30年度に予定している放課後子ども教室モデル事業の実施による課題抽出などを踏まえ、この後、本審議会としてさらに調査審議を重ねていく。その中で、留守家庭児童会室事業(放課後児童健全育成事業)の目標事業量(量の見込みと確保方策)の見直しについても調査審議を行っていくものである。

第 1. 児童の放課後対策に関する背景と基本方針

少子化、核家族化、地域でのつながりの希薄化、家庭の教育力の課題など、児童を取り巻く環境は大きく変化をしてきている。そのような中、本審議会は、児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関する事項、児童の放課後環境の整備に関する事項など、児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項について調査審議を行うことが求められている。国の放課後子ども総合プラン、放課後児童健全育成事業の経過等、児童の放課後対策をめぐる背景、また、枚方市の児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方について、各委員からの意見等を以下にまとめる。

- 枚方市が平成 27 年3月に策定した「枚方市子ども・子育て支援事業計画」は、『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』を基本理念として、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めることを掲げている。
- 就学前から継続して就労する保護者や小学生児童の安全確保のため保育を必要とする保護者の増加等に伴い、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会室事業)については、現時点で「枚方市子ども・子育て支援事業計画」策定時の推計値を上回っていることから、目標事業量(量の見込みと確保方策)の見直しが必要となってきている。
- 「放課後」こそ、子どもが解放される自由な時間帯である。学校の施設、学校の授業を離れて、解放された時間である。しかし現状では、子どもの生活実態や取り巻く環境等の変化に伴い、異年齢の集団を含む、ともに遊べる「仲間」、自由で自主的な子どもの「時間」、安全・安心に遊べる「空間」、いわゆる「3間」の減少などが危惧されている。
- 国の「放課後子ども総合プラン」においても、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭やひとり親家庭等の児童を含めた全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごす取り組みの整備が求められている。
- 子どもにとって望ましい「放課後」を実現するための枚方市の基本的な考え方は、すべての子どもを対象とする共通の「空間」(遊び場)を確保することとし、その際、大人のかかわりは、子どもの安全確保などに限定する。遊び場としては、子どもが通学する小学校を安全な「空間」として活用というものである。
- 大人のかかわりについて、子どもの発達や状況に応じて、柔軟で多様なかかわりが必要である。必要に応じた適切なかかわり、専門性を持った大人の多様なかかわりが子どもの発達の保障には必要である、という基本的な考え方がある。「大人のかかわりは、子どもの安全確保などに限定」とあるが、必ずしも安全確保に限定せず、むしろ大人から子どもへの積極的なかかわり方も有効であるとの意見があった。
- 児童の安全確保の観点から、小学校では、児童のみでは校区外に出ないようにという指導している。放課後に実施する事業についても、校区単位で考えるということを緩めるべきではないとの意見があった。
- 全ての児童(就学児童)には、配慮が必要な児童、障害がある児童も含める。障害のある児童について、放課後等デイサービス事業の利用も多いが、特別支援学校や私立小学校等、当該小学校以外に就学する児童も事業の対象とする。ただし、校区内に限る形で検討する。

- 子どもに「遊びなさい」と言っても、なかなかそれを生み出せない。「自由で自主的な時間」と言っても、「自由」とは何なのか、「自主的」というのは何なのか。「安全・安心に過ごせる」と言っても、「安全」と「安心」というのはどういふものなのか。「3間」を実現するための「児童に関わる専門性」を持った大人のかかわりが必要である。
- 現在、校庭開放は学校管理下でない取り組みとして実施されている。自由に運動場に来て、遊ぶことができるが、ケガの対応は応急的な処置程度である。学校施設の活用に当たっての「責任体制の明確化」が必要である。
- 学校の施設を活用するに当たっては、事業の運営主体と学校との連携が重要。この審議会の中で、どう連携していくのか等も含めて議論ができればよいとの意見があった。
- 放課後の活動への参加を希望する全ての児童を受け入れる。特別な配慮が必要な児童への対応を検討する必要があるとの意見があった。

第2. 枚方市の現状と課題

枚方市においては、学校との連携を図りながら、市立全 45 小学校の学校敷地内もしくは隣接地の専用施設等において、厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」として留守家庭児童会室事業が公設公営で運営されている。平成 29 年 4 月 1 日現在の入室児童数は 4,386 人、市内全就学児童数の約 2 割の児童が利用しているが、保護者の就労等により保育を必要とする児童が適切に利用できるよう、枚方市は留守家庭児童会室施設整備計画に基づき量的な拡充に努めるとともに、「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定により保育の質の確保にも取り組んでいる。また、文部科学省所管の「放課後子供教室」として実施している放課後自習教室事業は、自学自習力の向上を目的に市立全 45 小学校で実施している。さらに、子どもの生きる力を育むため、学校休業日の土曜日等に各校区の実情に応じて様々な体験活動等を行う枚方子どもいきいき広場事業は、各校区の実情に応じた児童健全育成事業（補助事業）として、地域の運営団体やNPO等が実施している。これらの事業に対する各委員からの意見等を以下にまとめる。

留守家庭児童会室事業

- 枚方市の留守家庭児童会室事業(放課後児童健全育成事業)は、枚方市では、市長部局の事務委任を受け、教育委員会の放課後子ども課が運営。市立 45 小学校の学校敷地内の専用施設等において、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、家庭の代替機能を果たし、子どもの健全な育成を図ることを目的として実施している。
- 通常、開室は午後1時 15 分から午後7時まで、三季休業中は、午前8時から午後7時まで。保育料は月額 7,200 円。午後6時から午後7時までは延長保育で、別途、月額 1,000 円の加算が必要。おやつ代 2,000 円は別途徴収。平成 29 年度は、小学校・特別支援学校等の1年生から5年生までの児童及び障害のある6年生の児童、平成 30 年からは小学校・特別支援学校等の1年生から6年生までの児童が対象となっている。
- 留守家庭児童会室の保育料の負担が大きいこと等により、必要であるのに保育を受けず、放ったらかしにされ

ている児童がいるとの意見があった。留守家庭児童会室の保育料については、一定の減免措置はあるものの、原則無料である「放課後子供教室」との併存の問題が存在する。

- お金を払える児童はサービスをどんどん享受できて、お金のない児童はサービスを受けれない、放ったらかしということはあってはならない。全ての児童に豊かな放課後を提供するということが大事である。
- 保育料の負担感から留守家庭児童会室は利用できないという実態がある。お金を払いにくい、もしくは払えない人は留守家庭児童会室でないところに行きなさい、お金を払える人は留守家庭児童会室に入りなさいということでは、本来、留守家庭児童対策(放課後児童健全育成事業)が目的としているところが果たせないとの意見があった。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、一体的に展開する中でも、それぞれの事業がそれぞれの趣旨や目的、機能を果たせるということが前提条件であると考ええる。人員や設備、環境も含めて、「放課後児童クラブ」に通えない子どもの受け皿として「放課後子供教室」を展開していくというよりは、むしろ、「放課後児童クラブ」を必要とする子どもたちが本当にそこに通えるような事業展開の方向性もあるのではないかとの意見があった。
- 子どもが豊かな放課後を過ごすためには、専門性を持った、遊びを仕掛ける大人の存在が重要である。「放課後児童クラブ」は、専門性を持った大人のかかわりによって、保育、児童の居場所、児童の生活する場との視点で運営されているところが多いので、一定の費用負担は必要。家庭の貧困との関係から、負担感は大きな課題ではあるが、「安かろう、悪かろう」の事業は適切ではないとの意見があった。
- 同じ学校施設の中ではあるが、勝手に帰ったり等、児童の所在がわからないというトラブルを回避するためには、学校、留守家庭児童会室、放課後自習教室の三者の連携が欠かせない。新しい事業を発足させる際にも、どこでどのように連携するか等は、絶対に怠ってはいけないとの意見があった。現行の留守家庭児童会室事業とは責任の管轄が明確となっており、学校等との連携に関しても、留守家庭児童会室の職員にはこれまでの実績がある。
- 留守家庭児童会室事業には、そのニーズ、その機能、その役割がある。専用区画、職員の配置等、留守家庭児童会室事業の本来の目的が担保され、一体型の中で決して矮小化されることのないよう検討することが必要である。そこを崩してしまうと、放課後児童健全育成事業が法制化された意義そのものまでぐらついてしまうとの意見があった。
- 児童にかかわっていく専門的な知識を持った放課後児童支援員の確保が課題である。どんな人かどうかわかるのか、人材の養成や確保が重要であり、処遇の問題もセットになってくると思うとの意見があった。

放課後自習教室事業

- 「放課後児童クラブ」について、第一義的な利用決定・選択に踏み切るのは、利用料の負担も含めて保護者である。「放課後子供教室」の一環として枚方市が実施している放課後自習教室について、登録やその日の参加を決定する選択権を児童が持っているのか、持っていないのか。「放課後児童クラブ」側からのアプローチとして、「放課後子供教室」と一体的にするとき、行くか行かないかの選択は児童にさせなさいというアプローチになっており、「放課後児童クラブ運営指針」及び「同解説書」では明記されているとの意見があった。

枚方子どもいきいき広場事業

- これからの時代を担う子どもたちの「生きる力」を育んでいくことを目的として、学校休業日である土曜日等に、各校区の実情に応じて実施し、それぞれの実績が集積されている。
- ここ2、3年、参加人数が増加している状況。前身のふれ愛・フリー・スクエアから15年になるが、継続してかかわってくださっている地域の方々も多い。その中で、世代が交代し、うまくバトンタッチされている校区も多くあるが、後継者が見当たらない校区もある。

第3. 放課後子ども教室モデル事業の実施に向けて

枚方市は、子どもにとって望ましい「放課後」を実現するため、「放課後」、小学校施設を活用して、子どもの成長に必要な要素である「3間（仲間、時間、空間）」を確保する児童の放課後対策を進めたいという基本的な考え方を示している。児童の放課後環境のさらなる整備を図るため、事業内容を限定して試行的に「放課後子ども教室」を実施したいとの意向を受け、枚方市（児童の放課後対策プロジェクトチーム）からの提案をたたき台として、調査審議を重ねてきた。各委員からの意見等を主な項目別に以下にまとめる。

放課後子ども教室モデル事業は、平成30年度、小学校4校を選定して、事業委託により実施が予定されているが、既存事業の実績を各校区の強みとして生かしていけるよう連携を図りつつ、それぞれの事業における課題解決に資する放課後対策として機能することを期待するものである。既存事業の補完的な役割を果たすことができればより望ましいと考える。

「子育て」支援は、児童の背景をどのように捉えて保護者に対する施策を展開するのが重要であるし、「子育て」支援は、児童の権利や児童の発達段階をどのように保障して施策を展開するのが重要となってくる。児童の放課後対策には、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の考え方も取り入れていきたい。

また、地域の中の「学校」という資源を活用して児童の放課後対策を実施していくにあたり、必要な児童が適切な支援に繋がるためには、各事業と家庭、地域をつなぐコンシェルジュ的な機能も有効ではないかと考える。さらに、家庭と地域とのつながりの希薄化が懸念される中、児童の放課後対策を通して、地域住民とのかかわりが構築されることを期待するものである。

モデル事業の趣旨に関して

- 留守家庭児童会室、放課後自習教室、新しく「放課後子ども教室」を実施するということで、児童の3つの居場所ができる。3つの居場所の連携がとても重要。それぞれの居場所が何を目標しているのか、何のためにあるのかという、3つの居場所のそれぞれの機能と役割を明確にしていくことで、児童が選択できる、また、保護者も児童も一緒に話し合っで選択できる。
- 学習支援の関係から放課後自習教室が別の展開をする可能性はあるが、これまでの放課後自習教室も、放課後子ども教室も、国の放課後子ども総合プランの「放課後子供教室」の一形態で提供される多様なプログラムの一つとして位置付けられていると考えられる。

- 親の経済力で一定の集団の中で過ごせる児童もいるが、子どもの貧困問題等、塾にも行けない、お稽古ごとにも行けない、表現は悪いが、放置されている児童がいるとの意見があった。
- 全ての児童にとって豊かな「放課後」となるためには、保護者の就労等により、留守家庭児童会室での保育が必要な児童も豊かでなければいけないし、そうではない児童も地域の中で豊かに過ごせる場をつくりたい。一人でも多くの児童が、自主的に参加できる活動が「放課後」の中にあれば良いと思うとの意見があった。
- モデル事業をもとに、どのような「放課後」をコーディネートしていくのか。全ての児童を対象にする事業と、就労等により昼間家庭に保護者がいない児童の生活の場をどうしていくのかという事業と、それらを一体的にしていくための試行になるとの意見があった。
- 留守家庭児童会室の利用経験はないが、保護者として、いいカリキュラムや児童が参加したいものがあれば、保護者としては安心であるし、放課後子ども教室を利用したいと思うとの意見があった。
- いろいろな児童の主体性を発揮できる、そういう場をつくるということを考えていくと、「インクルージョン」という概念はきちんと明記しておくことが必要である。障害のある児童、配慮が必要な児童に対しても、インクルージョンの考え方で対応していくとカバーできるのではないかととの意見があった。
- 「一体的または連携」とあるが、一体的な実施というのがはたして可能なかどうかということも含めて、今後の検討の課題である。連携についても、いくつかのハードルがありそうなので、具体的に考えていく必要がある。
- 地域にはさまざまな住民や組織、文化や考え方があり、重層的である。その地域で醸成されてきた長年の文化的な要素や活動に対して、均一的に参入していくとか、競合していくというのは違うと思う。せっかくある資源のところに、上からかぶせるのではなく、ないところで利用していくところで、そこに新たな地域文化をつくっていくというような側面もあると思う。今後の事業の展開としては、地域の既存の文化や活動が醸成されていくようなシステムが必要であると思うとの意見があった。

児童の自主性を尊重する観点から

- 遊びが奪われ、親のルールに則った児童が増える中、みずから自分の力を伸ばしていくということが喪失しているのではないかと。「子ども期が喪失している」と言っているが、その中では、児童の健全なる集団を意図的につくっていく必要があるのではないかととの意見があった。
- 参加するか、しないかの決定を含め、児童の主体性、自主性を尊重するものとなっているか。強制のないよう、もしくは、体調が悪いときに無理に参加しないよう、児童の帰宅時間の差異もあるため、一括して全員で行って、全員で帰ってくる性格のものではない。一括しての行動となると、安全面は一定担保されるが、本来の事業趣旨とまたそこは違えてしまう可能性があるとの意見があった。
- 児童の所在を明確にするためには、出入り口のところでかなりマンパワーが必要で、児童の安全という点を確保しながら、児童が選択できるような内容にすることが必要であるという意見があった。しかしながら一定パラドックスを起こすところもあるが、多面的な検討が必要である。
- 全ての児童に豊かな放課後を、というのが事業の目的。児童がどう過ごしたいのか、児童が行きたいと思うのか、行くか、行かないかの選択権は児童にある。大人の都合で児童の行く場所が決まるのではなく、児童の選択に

よって決めることができるよう検討が必要である。

事業の枠組みについて

- 既存のさまざまな事業に対する影響や、その調整を測定することもモデル事業の目的に含まれる。留守家庭児童会室でいうと、放課後とのつながりももちろんであるが、授業がある日の放課後以外の三季の休業中について特に調整が必要になってくるのではないかと意見があった。(アンケート調査の結果を参考に検討する。)
- モデル事業の実施にあたり、土曜日の実施を含めるかどうか、また三季休業中の実施等をどう考えるのかについて検討が必要である。
- 土曜日と三季休業中は、留守家庭児童会室では、午前も午後もある「全日」になる。土曜日等に実施の子どもいきいき広場事業は、土曜の午前の2～3時間の実施が多い。放課後子ども教室モデル事業を実施するにあたり、土曜日と三季休業中にどの程度の時間を実施するのか検討が必要である。
- モデル事業は、高学年の利用が多くなるイメージ。留守家庭児童会室は来年度から6年生までの受け入れになるが、高学年にもなると家にいさせたいという親が利用するのではないかと意見があった。モデル事業は、留守家庭児童会室を利用していない家庭のためのもので、大きな公園を提供するイメージであるとの意見があった。
- 学校で何かあったときに、結局、対応するのは学校の先生ではないか。学校の先生の負担が重くなるのではないかと懸念されるとの意見があった。

保護者との関係について

- 留守家庭児童会室の利用等のアンケート調査から、児童のニーズは遊びと余暇(自由に遊べるのか)で、保護者は安全の確保を求めている。
- 活動中の児童の様子について気付いたことを集約していく仕組みをつくり、行政の適切な窓口等につなぐようにすることが必要である。

運営事業者について

- 事業委託先選定の基準について慎重な議論が必要。国の放課後子ども総合プランそのものが多様な事業者を想定しているが、そもそも収益事業ではなく、児童の発達権の保障や地域資源の活用ということがあるので、選定基準はきちんと持っておきたい。その選定基準に則った選定の形であるとか、プロポーザルの評価点のつけ方というのが求められると思うとの意見があった。
- 公的な資金や保護者からの徴収金で成立しているので、どの程度まで抑えるのかということは、委託内容に必ず設けられるべきである。
- 事業者の選定は慎重に行うべきで、選定基準の設定や財務状況についても確認が必要である。

人員配置について

- 専門家の配置が重要である。専門性は、児童の発達も踏まえて、どういう集団づくりが大事なのか、児童の自主性をどう育てていくのか、どう伸ばしていくのか等も含め、児童を指導していく、一定の能力のある人が必要である。
- 「総括責任者」は、モデル事業そのものの運営、他事業との調整等、管理運営が主となる。児童の自主性や自己決定尊重の観点から、児童の自主性を尊重しながら、児童の自主性の発揮を促していく、自主性を育てていくということが、現在、放課後児童支援員に求められているところであるが、全体を統括する「総括責任者」にその役割を兼任してもらうのは無理があるのではないかとの意見があった。
- 「安全指導員」の配置は、屋外(校庭及び体育館)と屋内という形での想定である。
- 全国的な動向で言うと、各遊び場事業におけるプレイワーカーの配置等が求められている。児童は自由に遊ぶが、その遊びの気持ちや、その自主性を喚起させていくような、見えない働きかけができる専門職の配置があればと思う。児童の参加数の予測は難しいが、全体の事業を運営しながら、児童の具体的な活動や自主性に対して働きかけていく職の配置というのがいるのではないかとの意見があった。
- 一体型として事業をする場合の配慮事項について国からの提示はあるが、安全面に関しては、「放課後子供教室」は「放課後児童クラブ」とは異なる。専門職として設置する資格制度があるわけではないので、「放課後児童クラブ」とは異なる。
- 人的支援について、専門性も、質・量ともに手厚くかけていかないとまくいかないのではないかという意見があった。
- 例えば、発達に課題のある児童が指導員の言葉を理解できない。そのことを指導員は理解できないので、長いこと罰として正座させるとかというようなことが現実の世界で起きている。児童の権利、人権を尊重し、児童の集団、児童の発達を理解している人員の配置が必要であるとの意見があった。

児童の安全確保について

- 児童の安全確保は基本的な問題。保護者と児童の信頼関係も事業の中でうまく展開ができればよい。その中で、児童が、自主的に、主体的に活動できるモデル事業を検討する必要がある。
- 午後の校門監視の時間が終わっているので、モデル事業の運営事業者での対応が必要である。
- どちら側に来ている児童なのか、どちら側に登録している児童なのか、そもそも登録という概念が成立するのかも含めて、児童の流れが非常に重要である。しかも、放課後と放課後等、夏休みなど、児童の流れが全く異なってくる。学校や既存事業との連携等、児童の流れをシミュレーションしておくことが必要。シミュレーションをしないまま、モデル事業に突入すると事故のリスクが高いので、児童の流れという点で考えてみる必要があるとの意見があった。
- 生活の場であると同時に遊び等の活動拠点的な機能を持つということが法律で定められている留守家庭児童会室に通う児童は、放課後子ども教室に行き行って遊んで、留守家庭児童会室に戻ってくるのが想定される。しかし、留守家庭児童会室に通っていない児童の安全の問題について、専門職が配置されているわけでもなく、

条件がバラバラになってくるので、モデル事業実施前に十分に検討しておく必要がある。

- いろんな事件があるため、児童が下校すべき時間に帰宅しないことに敏感になっている。少し残す場合であっても、学校から家庭に連絡が必要な状況である。
- 学校とは十分な連携が必要であるが、その連携のために時間をとられると本末転倒であるとの意見があった。
- 各事業に対する参加児童が混在する等、責任の所在が明らかでないと、保護者としては不安があるとの意見があった。
- セキュリティの問題はあるが、帰宅したら児童は勝手に外に遊びに行く。保育所等においてQRコードで入退出管理を行っているところがある。設備投資は必要であるが、子どもは結構喜んでいるとの意見があった。
- ヒヤリハット事例の収集を行う必要がある。
- 帰宅後は学校に児童の所在を聞くことはないと思うが、学校から帰ってない状態で、所在がわからないときには学校に問い合わせがある。児童の安全の確保の観点から、児童が「放課後子ども教室」に参加しているのか、「留守家庭児童会室」にいるのか、下校しているのか、把握が必要である。学校と連携するシステムが必要であるとの意見があった。

既存事業とのかかわり

- 学校によって異なるが、留守家庭児童会室と子どもいきいき広場の行き来は参加者名簿等で確認(管理)されている。
- 子どもいきいき広場事業の実施は土曜日の午前が多いが、午後に実施している校区もある。年間12回から48回の間で実施。校庭開放で、グラウンドの確保だけならばよいが、できれば子どもいきいき広場事業と重ねないでほしい。子どもいきいき広場事業の実施がないところは、子どもたちの居場所がないということなので、このモデル事業でそこをカバーするというのも一つの方法ではないかとの意見があった。
- 参加児童が増え、ここまで育ってきている、地域の方が実施していただいている子どもいきいき広場事業を尊重するのであれば、放課後子ども教室事業の土曜日実施は慎重にせざるを得ないのではないかとの意見があった。
- 留守家庭児童会室ではおやつを提供や三季休業中等は昼食の持参がある。放課後子ども教室モデル事業を土曜日や三季休業時に実施した場合等、同じ場所で異なる事業が重複した場合、どちらに優先権があるのか。一体的な推進の可能性は難しいのではないかとの意見があった。
- 留守家庭児童会室では、その事業並びに利用児童の特性に鑑みて補食としてのおやつが提供されるが、校庭開放を実施している場合でも、学校におやつやジュース類の持参は不可。ゲーム類の持参も不可である。
- 校門監視事業の実施時間を超える時間帯の校門の監視についての検討が必要である。

学校との連携について

- 放課後、いったん家に帰ることなく、そのまま参加できる形でのモデル事業であるため、学校管理下からどこで切れるのかというのが課題である。
- 学校側との責任の分化は明確にする必要があるが、情報共有が担保されていることが前提。児童の所在について学校に問い合わせがあっても、情報共有ができていなければ対応できない。そのようなシステム構築が必要ではないかとの意見があった。
- 6限目まで図書室利用が時間割に組み込まれていること、6限目以降、学校の会議室として図書室を利用していることなどから、毎日、図書室をあけることは困難であるとの意見があった。

その他

- モデル事業実施前に、私立小学校等に通う児童も参加可能であるとの案内(周知)が必要であるとの意見があった。
- モデル事業を終了したときの効果測定の基準や方法についても検討が必要である。

あとがきにかえて

～子どもの「放課後」を豊かに～

(1) 「放課後」の再生

「放課後」とは文字通り「課業から解放された後の時間」を意味し、子どもたちにとっての自発的、自主的な諸活動が行われる自由な時空間である。こうした自由な時空間で、時には思い思いの遊びを行ったり、時にはゆっくりとした時間を過ごしたりすることによって子どもたちはその自主性や社会性、創造性といった諸能力を自ら育んでいくものと言える。

一方で、「3間(仲間、時間、空間)」の喪失に象徴されるように、子どもたちを取り巻く諸環境の変化が子どもたちの放課後に大きな影響を与えていることは否めない。また、共働き家庭等の増加に伴う放課後児童の育成支援の必要の高まりや、貧困問題、児童虐待の増加、学力問題など、児童期の子どもたち(小学生)を取り巻く今日的課題に対して社会的な対応や取り組みが求められていることは言うまでもない。ともすれば子どもの育成支援や発達保障、子育て支援の焦点は就学前の乳幼児が重視されがちではあるが、子どもたちの生活、成長発達の連続性に鑑みた場合、小学校に入学したからといってすべての課題が解消されるわけではないし、幼児期後半から思春期前期までの大きな成長・発達の時期を迎える児童期の子どもたち(小学生)には固有の課題とその対策が必要であることは明らかである。

こうした観点から、放課後の時空間とその機能をあらためて子どもたちのものとして再生していく取り組みの必要性を考えてみると、①子どもが自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境の整備、②子どもが自発性、自主性を発揮することができるような働きかけ、といった2つの課題が浮かび上がってくると言える。

(2) 子どもが自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境の整備

一つ目の課題については、子どもたちにとっての安全で安心して過ごすことができる場所の確保が第一に挙げられる。このことは、地域社会の中に子どもたちにとっての“居場所”が存在することを意味する。つまり、そこに行けば自由に過ごすことができ、共に遊んだりすることができる友だちがいる場所が必要であるということである。

また、子どもたちの置かれている状況や発達過程によって、その“居場所”に必要とされる機能は異なる。国の「放課後子ども総合プラン」では「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」という2つの事業のそれぞれの機能が十分に担保されることを重要視していると言える。つまり、「すべての児童の安全・安心な居場所の確保」と「日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活できる環境の確保」というそれぞれ機能が十分に担保される必要があるということであり、一体的に両事業を実施する場合においても片方のニーズがもう一方に包含・吸収されるものではないということである(2018年1月18日全国厚生労働関係部局長会議資料より)。

(3) 子どもが自発性、自主性を発揮することができるような働きかけ

二つ目の課題については、子どもたちに関わるさまざまな大人たちの必要性が挙げられる。子どもたちが自由に過ごすことができる“居場所”を確保しながら、その中で子どもたちが自発性や自主性、あるいは社会性や創造性を発揮し獲得していくためには単に場所を確保するだけでは不十分であると考えられる。様々な経験(さまざまな活動を体験すること、いろんな他者と関わること、勝ったり負けたり、成功したり失敗したりすること

等)を通して心と身体が成長・発達していくためには、子どもたちの発達過程や状況に応じて柔軟で多様に関わる存在が必要となる。それは、子どもたちに遊びや諸活動という文化を伝えたり、楽しさやくやしさを共感しあったり、子どもたち同士をつなげていたり、子どもたちのトラブルの解決を援助したり、子どもたちが予測・回避できないような危険を取り除き安全を確保したり、時にはあえて口も手も出さずあたたかく見守ったり、といった多様なかかわりを行う大人の存在である。

こうした多様なかかわりを可能とするためには、①直接的に子どもと関わるための知識と技能を有した専門職の役割、②様々な文化や技術を子どもたちに伝承することができる大人の役割、③①と②をつなぎ全体をコーディネートしていく役割(コンシェルジュ的な機能)、といった三者が連携していくことが必要であると考えられる。

(4) これまでの到達を活用した“子どもの権利”の具現化を

これまで述べてきたことについて、具体的な施策、事業として展開していくにあたっては、既に行われてきた様々な事業や取り組みの中で蓄積され培われてきた経験やノウハウ、あるいはネットワークやマンパワー(個人・組織・事業者間の連携を含む)を活用することが効果的であると考えられる。児童期の子どもたち(小学生)を取り巻く今日的課題や子育て支援としての取り組み、また「子どもの最善の利益の尊重(児童福祉法)」や「心身ともに健康な国民の育成(教育基本法)」、「障害の有無に拠らない共生社会の実現(障害者差別防止法)」といった子どもの成長・発達に関わる理念や“子どもの権利”を守り、具現化していくために必要な“大人の連携と協力”は、既にこれまでの取り組みの中で一定の到達がみられると考えられる。ソーシャルインクルージョンの視点も踏まえ、これまでの到達を活用し発展させることによって枚方市における今後の児童の放課後対策はさらに充実するものと考えられる。

児童の放課後対策審議会 委員名簿及び審議経過

委員名簿

【会長】

大西 雅裕 神戸女子大学文学部 教育学科教授

【副会長】

後閑 容子 摂南大学看護学部教授

【委員】

荒木 勇 枚方市留守家庭児童会室保護者会

植田 育司 枚方子どもいきいき広場アドバイザー

遠藤 和佳子 関西福祉科学大学 社会福祉学部教授

椋山 佐由里 枚方市小学校長会

代田 盛一郎 大阪健康福祉短期大学准教授

蔦田 夏 NPO法人関西こども文化協会

中口 武 枚方市コミュニティ連絡協議会

藤原 一鶴 枚方市PTA協議会

横山 亜津子 枚方市民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会）

[任期：平成29（2017）年9月13日～平成31（2019）年9月12日]

審議経過

平成 29 年 9 月 27 日 第 1 回 児童の放課後対策審議会

【案件名】

1. 会長及び副会長の選出について
2. 諮問
3. 審議会の運営方法について
4. 議事

児童の放課後対策に関する基本計画の策定について

[報告]

- (1) 児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方
- (2) 放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み

[案件]

- (1) 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について
- (2) モデル事業について
- (3) 今後のスケジュールについて

【提出された資料】

- 資料 1 児童の放課後対策審議会 委員名簿
- 資料 2 平成 29 年度 児童の放課後対策審議会の事務局体制
- 資料 3 児童の放課後対策審議会の傍聴に関する取扱要領（案）
- 資料 4 児童の放課後対策に関する基本計画の策定体制について
- 資料 5 児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方
- 資料 6 放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み
- 資料 7 児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書（概要）
- 資料 8 児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書
- 資料 9 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について
- 資料 9-1 児童用アンケート調査用紙（案）
- 資料 9-2 保護者用アンケート調査用紙（案）
- 資料 10 児童の放課後の過ごし方（時間）
- 資料 11 今後のスケジュール（案）について
- 参考資料 1 枚方市附属機関条例（※抜粋）
- 参考資料 2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程
- 参考資料 3 枚方市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月）（※留守家庭児童会室事業について抜粋）
- 参考資料 4 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」より（※抜粋）
- 参考資料 5 「放課後子ども総合プラン」の全体像
- 参考資料 6 平成 29 年度児童数一覧表（小学校）平成 29 年 5 月 1 日現在

平成 29 年 10 月 31 日 第 2 回 児童の放課後対策審議会

【案件名】

[報告]

1. 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について

[案件]

1. 放課後子ども教室 モデル事業について
2. 児童の放課後対策に関する基本計画について

【提出された資料】

- 資料1 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について
- 資料1-1 児童用アンケート調査用紙
- 資料1-2 保護者用アンケート調査用紙
- 資料2 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査の集計及び分析について
- 資料3 放課後子ども教室モデル事業について（案）
- 資料4 児童の放課後対策に関する基本計画に盛り込むべき内容（案）
- 参考資料1 第1回児童の放課後対策審議会 会議録（案）
- 参考資料2 児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方
- 参考資料3 児童の放課後の過ごし方（時間）
- 参考資料4 用語の取り扱いについて
- 参考資料5 今後のスケジュールについて

平成 29 年 12 月 22 日 第 3 回 児童の放課後対策審議会**【案件名】**

[報告]

1. 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について（結果の速報値）

[案件]

1. 放課後子ども教室モデル事業について（案）
2. 放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について（案）

【提出された資料】

- 資料1 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について（結果の速報値）
- 資料2 放課後子ども教室モデル事業について（案）
- 資料3 放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について（案）
- 資料4 今後のスケジュール（案）について
- 参考資料1 学校施設の利用状況について

平成 30 年 1 月 30 日 第 4 回 児童の放課後対策審議会**【案件名】**

[案件]

1. 枚方市児童の放課後対策審議会 中間まとめ（案）について

[報告]

1. 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について

[その他]

1. 児童の放課後対策プロジェクトチーム報告について

【提出された資料】

- 資料1 枚方市児童の放課後対策審議会 中間まとめ（案）
- 資料2 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査 報告書
- 資料3 児童の放課後対策プロジェクトチーム報告

◇児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方

全児童を対象とする放課後対策については、以下の考え方をもとに、具体的な事業概要を検討していく。

子どもにとって望ましい「放課後」とは

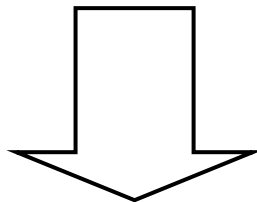
「放課後」こそ、子どもの自由な時間帯

- 子どもの成長にとって必要な要素（いわゆる「3間（さんま）」）
 - ・「仲間」（異年齢集団による集団あそび）
 - ・「時間」（自由で自主的な時間）
 - ・「空間」（安全・安心に過ごせる場所）

子どもの「放課後」の現状（問題点）

社会的・家庭的状況（大人の都合）による子どもの「放課後」への影響

- 「3間」の減少
 - ・家庭（大人）の事情による「仲間」の分断（帰宅、留守家庭児童会室、塾、習い事など）
 - ・保護者等（大人）の干渉（保護者の「安心」と子どもの「自立」のトレードオフ）
 - ・地域で安全に自由に遊べる「空間」の減少（子どもを取り巻く事件・事故）



その他の関連事象

- 留守家庭児童会室の利用急増
- 子どもの貧困対策 等

子どもにとって望ましい「放課後」を実現するために

「放課後」、小学校施設を活用して、子どもの成長に必要な要素「3間」を確保する

- 考え方（方向）
 - ・すべての子どもを対象とする共通の「空間」（あそび場）を確保
 - ・大人のかかわりは、子どもの安全確保などに限定
 - ・子どもが通学する小学校を安全な「空間」として活用 等

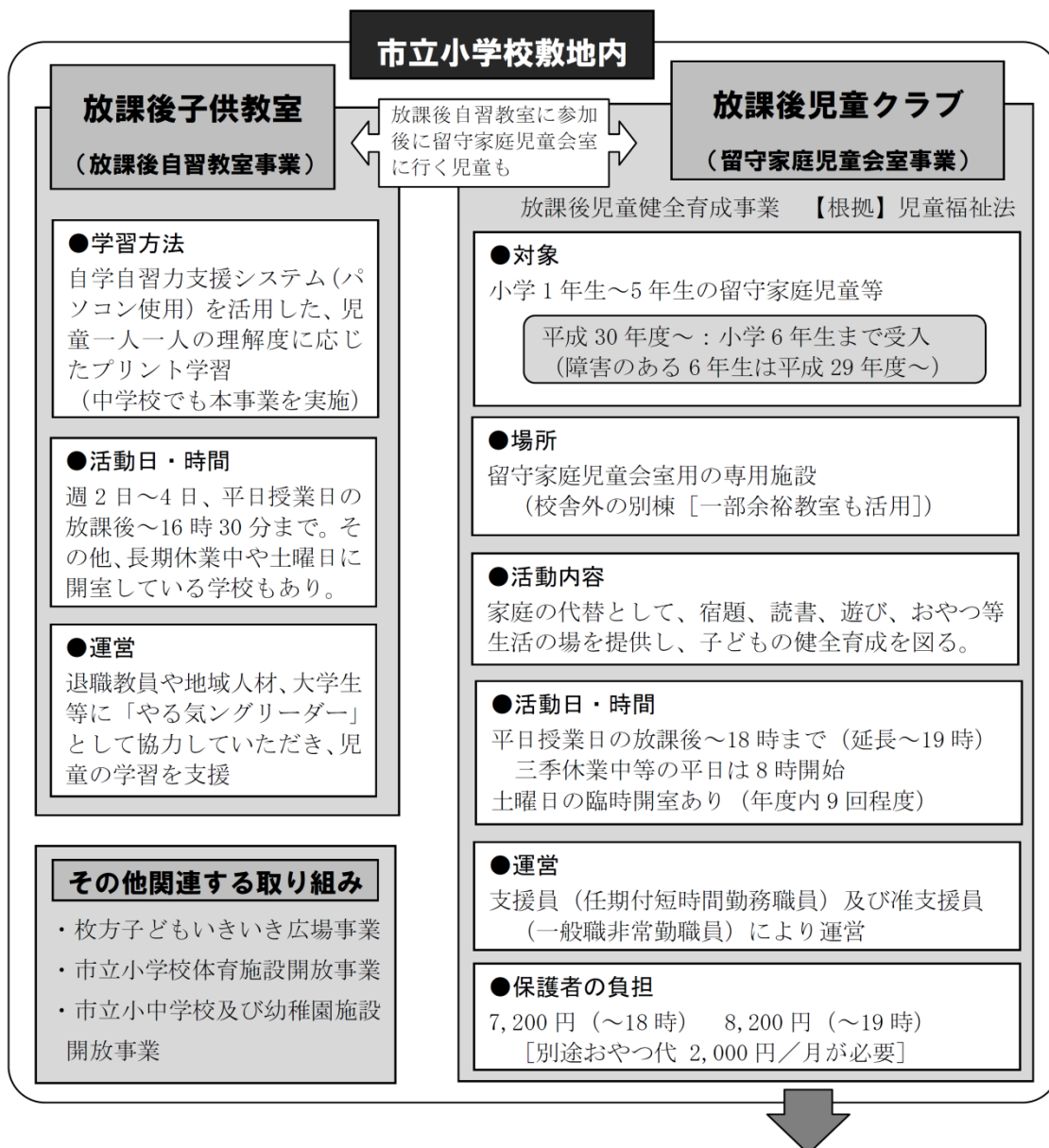
期待される効果

- 子どもの成長に必要な要素「3間」の確保につながる。
- 保護者に留守家庭児童会室以外の選択肢ができる（午後5時くらいまで学校にいて集団下校であれば、短時間勤務の家庭や中高生の兄弟がいる家庭は、留守家庭児童会が不要な場合がある）。

◇放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み

(1) 現在の本市の取り組みの全体像	1
(2) 留守家庭児童会室事業【放課後児童クラブ（厚生労働省）】	2
(3) 放課後自習教室事業【放課後子供教室（文部科学省）】	10
(4) [参考] 枚方子どもいきいき広場事業	11

(1) 現在の本市の取り組みの全体像



※参考(小学校敷地以外)

放課後等デイサービス事業

学校授業終了後や休業日に、障害児に対し日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
平成29年4月現在、市内に39事業所。
【根拠】児童福祉法

子どもの居場所づくり推進事業

市内公共施設や集会所等で子ども食堂等(月1回～毎週)実施する団体を支援。
平成29年度11+3団体に助成。

放課後の留守家庭児童会室のスケジュール

13:15	開室
13:30頃	ミーティング
14:30頃	児童の出欠・帰宅時間確認(随時)
15:00頃	おやつ配膳
15:30頃	おやつ
16:00頃	自由遊び、宿題
17:00	室内遊び
18:00	延長保育
19:00	片付け、閉室

(注意)
三季休業中等のスケジュールは左記とは異なる

(2) 留守家庭児童会室事業 【放課後児童クラブ（厚生労働省）】（放課後子ども課所管）

【概要】

保護者の就労や病気等により、保育を必要とする児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とする。

留守家庭児童会室の開室は、通常、午後1時15分から午後7時まで、春夏秋冬休業時は午前8時から午後7時まで。午後6時から午後7時までは延長保育。休室日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、準備休室日（3月30日、31日）。定員は1班につき概ね40人で、申込み状況により2班、3班、4班集体制とすることがある。

入室資格は、平成29年度は、小学校・支援学校等の1～5年生の児童及び障害のある6年生の児童、平成30年度からは小学校・支援学校等の1～6年生の児童で、かつ、保護者等（同居の父母及び祖父母の全員）が就労・病気等のため、放課後の保育が必要であると認められる児童。午後6時から午後7時までの延長保育は、「勤務終了時刻＋通勤時間」が午後6時を超える場合に利用できるものとする（夜間の時間帯であるため、保護者の迎えが必要）。

保育料は1人につき月額7,200円（同一世帯の児童が2人以上入室している場合は、2人目から3,600円）で、延長保育を受ける場合の保育料（延長加算額）は1人につき月額1,000円（減免の適用なし）。保育料の減免措置は、生活保護受給世帯及び前年度市民税非課税世帯は全額、前年分所得税非課税世帯は半額。この他、おやつ代等の実費負担あり（生活保護受給世帯はおやつ代の一部補助あり）。

【経費】

		平成27年度(決算額)	平成28年度(決算額)	平成29年度(予算額)
歳入	留守家庭児童会室保育料	244,183,600円	271,677,900円	269,753,000円
	民生費国庫補助金	178,786,848円	289,095,000円	190,327,000円
	民生費府補助金	170,058,848円	186,753,000円	192,867,000円
	合 計	593,029,296円	747,525,900円	652,947,000円
歳出	留守家庭児童室事業経費			
	人件費	644,036,435円	651,439,031円	801,529,000円
	施設管理経費	15,971,715円	19,257,040円	22,139,000円
	建替等事業経費	200,661,712円	458,690,073円	208,500,000円
	運営経費等	166,484,643円	168,001,285円	189,668,000円
合 計	1,027,154,505円	1,297,387,429円	1,221,836,000円	

【根拠】

枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年9月12日条例第32号、最終改正 平成28年6月17日) [※以下、抜粋]

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 (以下、略)

(設備の基準)

第10条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 (以下、略)

(職員)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもつてこれに代えることができる。

3 (略)

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするものとする。

5 (略)

(開所の時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

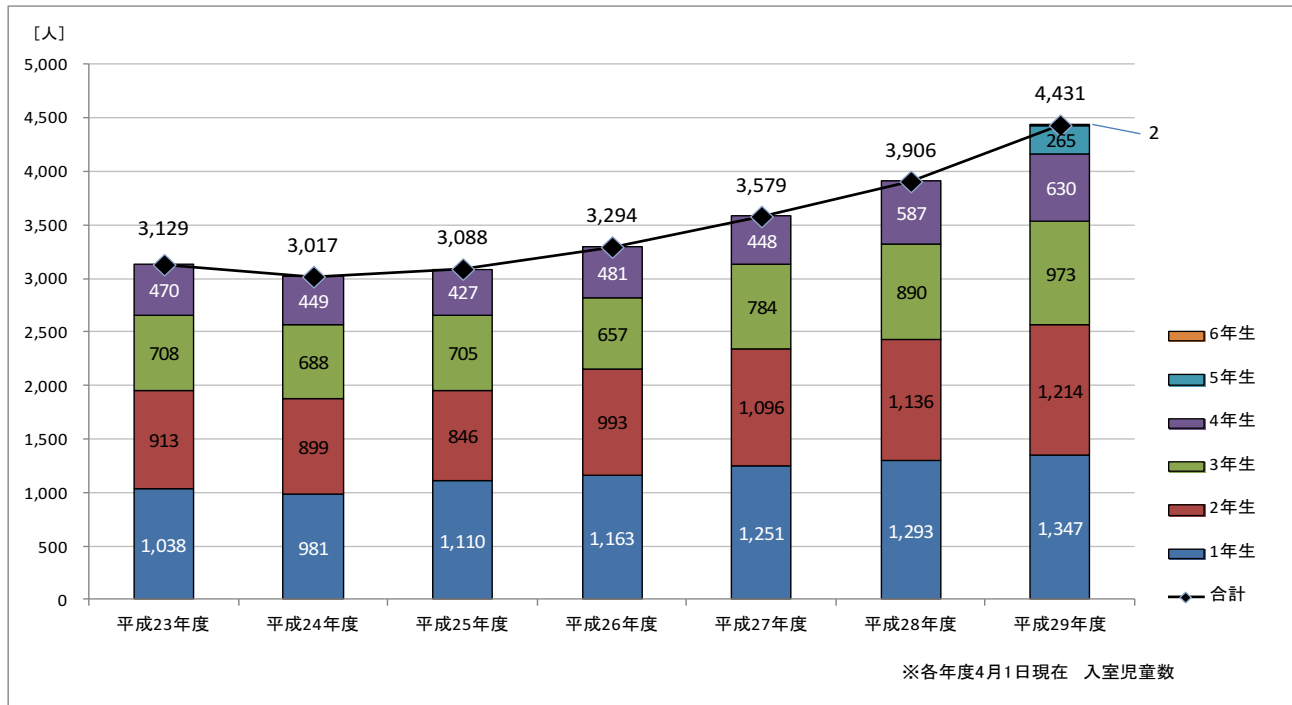
(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

【入室児童数の推移（平成23年度～平成29年度）】

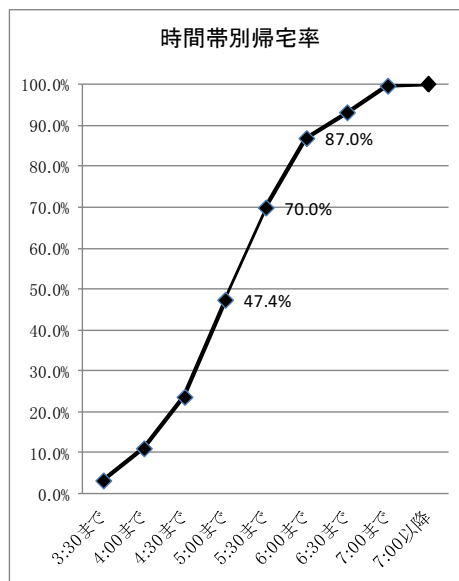
平成23年度の入室児童数3,129人に対し、平成29年度の入室児童数は4,431人（1～4年生では4,164人、1.33倍）となる等、入室児童数の増加は著しい。



【児童の帰宅時間】

平成28年10月に5日間、45 留守家庭児童会室において、児童の帰宅時間を調査した結果が下記のとおり（登室率 79.6%）。通室する児童の 47.4%が午後5時までに帰宅し、87.0%が午後6時までに帰宅している。なお、帰宅時間の状況は、留守家庭児童会室により異なっていた（午後5時までに帰宅する割合で19.4%～70.9%、午後6時までに帰宅する割合で69.6%～96.7%）。

	1年	2年	3年	4年	合計
3:30まで	3.9%	3.8%	2.1%	2.2%	3.3%
4:00まで	12.5%	12.4%	8.5%	8.4%	11.1%
4:30まで	23.9%	24.7%	23.0%	21.9%	23.7%
5:00まで	44.8%	46.9%	51.0%	50.7%	47.4%
5:30まで	66.0%	70.5%	74.4%	73.2%	70.0%
6:00まで	84.1%	87.7%	88.7%	91.0%	87.0%
6:30まで	91.9%	93.4%	94.4%	95.2%	93.3%
7:00まで	99.7%	99.8%	99.8%	99.9%	99.8%
7:00以降	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



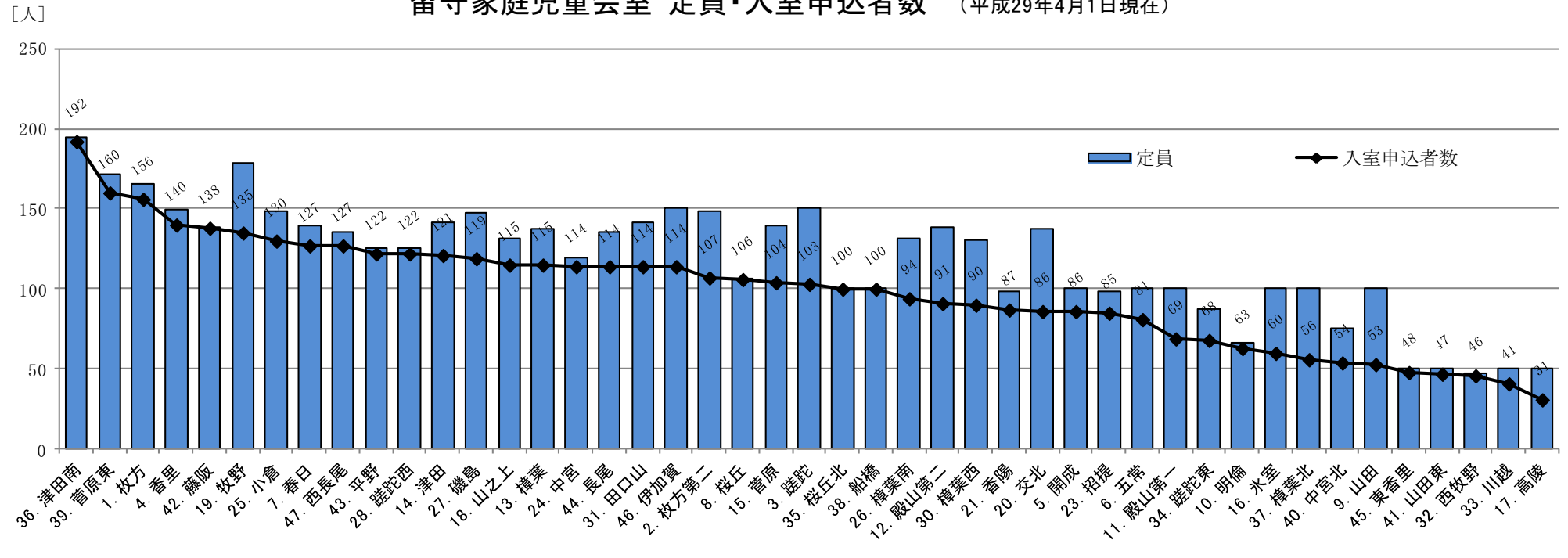
留守家庭児童会室 入室申込者数の推移 (平成24年度～29年度)

[単位:人]

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			増減 (H24→H29)
	定員	入室 申込者数	待機者	定員	入室 申込者数	待機者	定員	入室 申込者数	待機者	定員	入室 申込者数	待機者	定員	入室 申込者数	待機者	定員	入室 申込者数	待機者	
36. 津田南	100	93		110	109		130	130	1	140	140	5	147	147		195	192		99
1. 枚方	100	73		100	92		100	96		146	121		146	125		165	156		83
27. 磯島	50	46		100	56		100	65		98	93		122	113		147	119		73
43. 平野	100	49		100	64		100	68		98	78		100	100	1	125	122		73
24. 中宮	100	47		100	61		100	77		119	83		119	93		119	114		67
42. 藤阪	100	78		100	85		100	79		105	105	3	106	104		138	138	1	60
7. 春日	100	68		100	78		100	94		139	108		139	124		139	127		59
47. 西長尾	100	71		100	80		100	78		89	89		104	104		135	127		56
44. 長尾	100	61		100	67		100	70		85	82		85	85	3	135	114		53
28. 蹉陀西	100	71		100	81		100	89		100	100		105	104		125	122		51
4. 香里	100	90		100	78		100	84		103	103	7	144	112		149	140		50
19. 牧野	100	88		100	96		100	100	2	100	100	1	139	139	2	179	135		47
39. 菅原東	130	117		130	126		150	125		147	105		147	117		172	160		43
25. 小倉	100	88		100	100		130	110		148	111		148	125		148	130		42
26. 樟葉南	100	53		100	48		50	49		81	71		81	81		131	94		41
2. 枚方第二	100	69		100	72		100	88		100	86		102	102	2	148	107		38
21. 香陽	75	51		75	59		75	68		98	81		98	90		98	87		36
18. 山之上	100	80		100	89		100	99		131	91		131	113		131	115		35
37. 樟葉北	50	21		50	31		50	29		50	35		50	45		100	56		35
35. 桜丘北	100	66		100	56		100	67		100	71		100	84		100	100	4	34
10. 明倫	50	30		50	40		50	41		50	40		50	50		66	63		33
38. 船橋	100	68		100	78		100	82		98	82		96	84		100	100	1	32
8. 桜丘	100	76		100	73		100	80		100	93		100	90		106	106	1	30
3. 蹉陀	100	74		100	72		100	91		98	94		100	94		150	103		29
6. 五常	100	52		50	48		50	48		100	66		100	62		100	81		29
31. 田口山	100	86		100	70		100	79		100	96		141	109		141	114		28
11. 殿山第一	50	41		50	50		100	55		98	56		98	68		100	69		28
20. 交北	100	59		100	54		100	70		87	72		87	79		137	86		27
46. 伊加賀	100	92		100	80		100	97		104	104	2	130	130	1	150	114		22
14. 津田	100	100		100	96		100	89		97	96		141	93		141	121		21
13. 樟葉	150	99		100	90		100	81		137	89		137	105		137	115		16
23. 招提	100	72		100	76		100	62		98	63		98	70		98	85		13
34. 蹉陀東	100	56		100	44		100	61		87	61		87	62		87	68		12
32. 西牧野	50	34		50	28		50	26		47	28		47	28		47	46		12
30. 樟葉西	100	84		100	79		110	106		130	97		130	87		130	90		6
45. 東香里	50	42		50	30		50	22		50	32		50	42		50	48		6
41. 山田東	50	42		50	48		100	52		54	51		50	41		50	47		5
33. 川越	50	36		50	42		50	46		50	48		50	48		50	41		5
9. 山田	50	49		50	38		50	39		50	39		50	50		100	53		4
12. 殿山第二	100	87		100	78		100	77		100	72		88	83		138	91		4
16. 氷室	100	56		100	55		100	55		100	62		100	57		100	60		4
17. 高陵	50	33		50	20		50	23		50	25		50	30		50	31		▲ 2
40. 中宮北	100	58		100	55		50	41		50	47		50	46		75	54		▲ 4
15. 菅原	130	111		130	116		130	96		139	96		139	89		139	104		▲ 7
5. 開成	100	100		100	100	3	110	110		124	117		148	102		100	86		▲ 14
合計	4,085	3,017	0	4,045	3,088	3	4,135	3,294	3	4,375	3,579	18	4,630	3,906	9	5,321	4,431	7	1,414

※ 各年4月1日現在

留守家庭児童会室 定員・入室申込者数 (平成29年4月1日現在)



[単位:人]

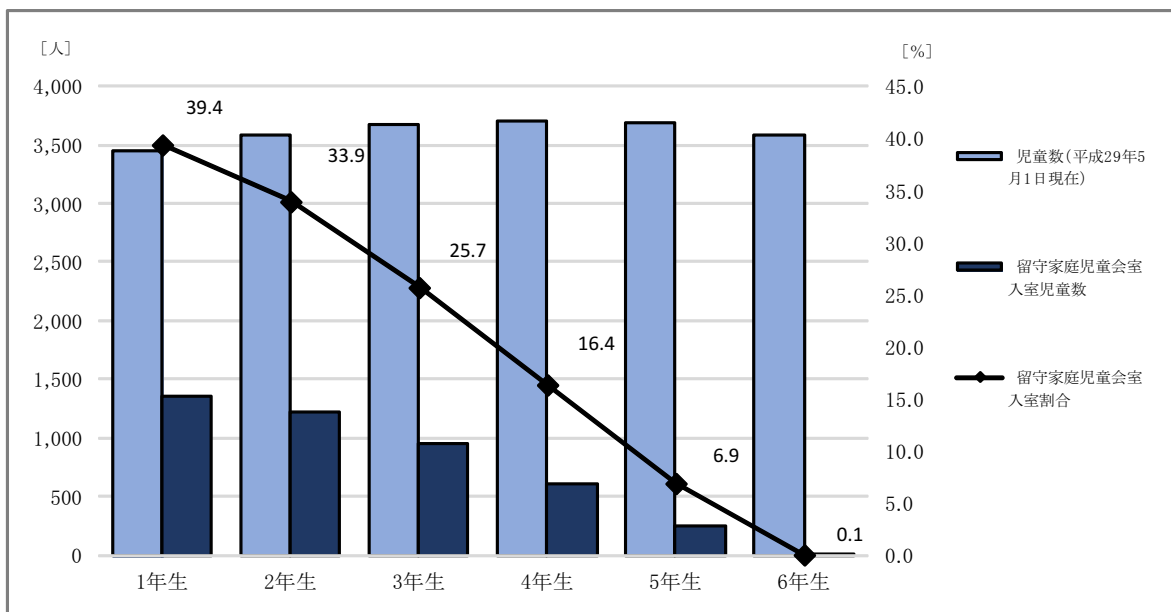
No	小学校	留守家庭児童会入室状況（平成29年6月1日現在）							
		定員	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	枚方	165	63	38	35	10	6	0	152
2	枚方第二	148	24	39	26	16	2	0	107
3	蹉跎	150	33	32	17	14	4	0	100
4	香里	149	42	36	31	22	9	0	140
5	開成	100	29	28	21	5	2	0	85
6	五常	100	35	19	19	5	1	0	79
7	春日	139	41	31	23	16	15	0	126
8	桜丘	106	37	23	24	15	3	0	102
9	山田	100	12	13	12	12	2	0	51
10	明倫	66	22	13	14	14	3	0	66
11	殿山第一	100	20	17	17	14	2	0	70
12	殿山第二	138	32	24	20	7	9	0	92
13	樟葉	137	34	27	33	16	6	0	116
14	津田	141	35	40	22	23	1	0	121
15	菅原	139	35	27	22	10	9	0	103
16	氷室	100	19	13	16	3	8	0	59
17	高陵	50	8	7	9	1	4	0	29
18	山之上	131	30	35	28	13	2	0	108
19	牧野	179	43	41	25	18	6	0	133
20	交北	137	27	22	19	15	3	0	86
21	香陽	98	16	25	24	14	7	0	86
23	招提	98	19	23	20	11	7	0	80
24	中宮	119	34	27	22	15	12	0	110
25	小倉	148	37	34	26	23	10	0	130
26	樟葉南	131	31	21	22	12	4	0	90
27	磯島	147	31	35	31	14	6	0	117
28	蹉跎西	125	33	30	26	27	7	0	123
30	樟葉西	130	30	23	14	18	3	1	89
31	田口山	141	30	29	27	16	12	0	114
32	西牧野	47	18	15	7	3	3	0	46
33	川越	50	13	15	9	5	0	0	42
34	蹉跎東	87	22	20	11	10	1	0	64
35	桜丘北	100	35	25	22	13	3	0	98
36	津田南	195	66	56	32	21	12	0	187
37	樟葉北	100	17	16	9	7	6	0	55
38	船橋	100	38	27	15	12	7	0	99
39	菅原東	172	48	53	27	20	12	0	160
40	中宮北	75	8	13	21	8	3	0	53
41	山田東	50	14	16	12	4	1	0	47
42	藤阪	138	52	23	29	21	10	1	136
43	平野	125	39	47	20	19	0	0	125
44	長尾	135	38	25	22	17	15	0	117
45	東香里	50	13	13	15	2	5	0	48
46	伊加賀	150	29	42	26	18	2	0	117
47	西長尾	135	29	40	23	26	10	0	128
合計		5,321	1,361	1,218	945	605	255	2	4,386

留守家庭児童会室事業の現状

[単位:人、%]

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数(平成29年5月1日現在)	3,455	3,589	3,676	3,697	3,690	3,584	21,691
留守家庭児童会室 入室児童数	1,361	1,218	945	605	255	2	4,386
留守家庭児童会室 入室割合	39.4	33.9	25.7	16.4	6.9	0.1	20.2

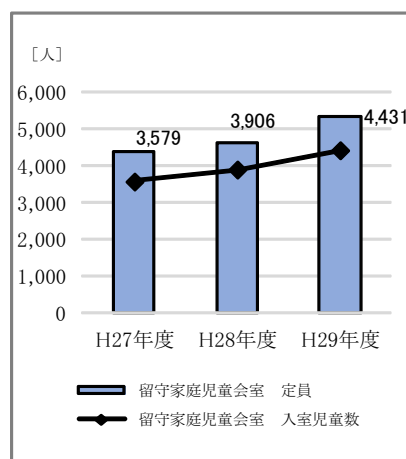
※留守家庭児童会室入室児童数及び入室割合は平成29年6月1日現在の値



[単位:人、箇所、%]

	H27年度	H28年度	H29年度	
留守家庭児童会室 班数	92	98	114	
留守家庭児童会室 定員	4,375	4,630	5,321	
留守家庭児童会室 入室児童数	3,579	3,906	4,431	
施設概要	専用施設	69	76	86
	余裕教室	23	22	28
延長保育利用 登録児童数	1,057	1,109	1,238	
延長保育利用率(全入室児童数比)	29.5	28.4	27.9	

※各年度4月1日現在の値



[参考] 枚方市留守家庭児童会の推移

文部省は、41年度、全国で500カ所の「留守家庭児童会」(学童保育)開設補助金を予算化し、大阪府下では34の留守家庭児童会が開設されることになった。枚方市では、香里団地と山田地区の2カ所に開設されることが決まった。香里団地児童会は、当初五常小学校の空き教室を利用し、山田児童会では都丘珠算教室を借りてのスタートであった。ともに定員50人で、両親共働き家庭の児童(小学1～4年生)を対象として、2人の女性指導員(アルバイト)が配置された。開設日時は、土曜日を除く週5日、午後1時から6時までであったが、保護者の要望により、9月から土曜日も含めて6日間開設されることになった(『枚方の留守家庭児童会』)。

翌42年には、香里団地児童会は開成小学校の校庭に、山田児童会は山田小学校の校庭にそれぞれプレハブの児童会室(1棟65平方メートルで、小学校の標準教室の広さ)を建てて移転した。以後枚方市では、小学校の校庭に専用プレハブ室を建てて開設する方式が定着した。

文部省は、42年には、早くも今後の増設に補助金を認めないと言明し、事業拡大へ消極的な姿勢を示した。しかし、枚方での市民要求は高まる一方であった。43年度には香里団地児童会では、定員を上回る60人の児童を受け入れ、過密な状態での運営を余儀なくされた。44年には申込みが74人に達したので、1室増設して、定員80人とした。景気の拡大、働く婦人の増加によって、国の消極的な姿勢とは裏腹に、以後、定員超過、市民要求、新增設というパターンが、毎年のように繰り返されていった。

年度	小学校数	児童会設置校	学級数	定員数	新設数	新設児童会名	備考
昭和41	16	2	2	100	2	香里団地・山田	
42	16	2	2	100	0		香里団地は五常小から開成小へ移転
43	17	2	2	100	0		
44	19	2	3	130	0		増設1(香里団地)
45	20	4	5	230	2	香里・明倫	香里団地を開成と改称
46	21	6	7	330	2	牧野・津田	
47	26	8	9	430	2	北牧野・香陽	
48	27	11	12	580	3	高陵・樟葉・小倉	
49	30	15	16	780	4	村野・殿二・蹉跎・五常	
50	32	17	18	880	2	交北・菅原	建替1(山田)
51	32	17	18	880	0		
52	33	18	22	1,080	1	招提	増設3(北牧野・村野・交北)
53	35	21	25	1,230	3	枚二・田口山・中宮	建替2(香里・明倫)
54	39	24	28	1,380	3	山之上・枚方・津田南	
55	41	28	32	1,580	4	樟葉西・樟葉南・菅原東・中宮北	
56	43	33	37	1,830	5	蹉跎東・磯島・氷室・藤阪・平野	
57	45	40	43	2,130	7	桜丘・殿一・春日・西牧野・山田東・蹉跎西・長尾	減学級1(村野)

※以上、「枚方市史」より引用。S58以降、川越・桜丘北・樟葉北・船橋・東香里・伊加賀、西長尾に設置あり。

(3) 放課後自習教室 【放課後子供教室（文部科学省）】（教育指導課所管）

【概要】

市内全小中学校において、主に平日の放課後の時間を利用して行っている学習支援活動。児童・生徒の自学自習力を育むとともに基礎学力の向上を図るため、個々の理解度に応じたプリント学習ができる自学自習力支援システムを活用し、各学校の実態に応じて、週に2～4日、1回2時間程度開室している。児童・生徒の安全管理及び学習指導を行うため、退職教員や地域人材、大学生等を「やる気ングリーダー」として配置。

【実績（小学校）】

[平成28年度]

開室日数	のべ参加児童数	やる気ングリーダー活用人数
3,302日（1校平均73.4日）	92,032人	163人

平均参加人数	1日あたり27.9人
--------	------------

[平成27年度]

開室日数	のべ参加児童数	やる気ングリーダー活用人数
2,623日（1校平均58.3日）	70,909人	149人

平均参加人数	1日あたり27.0人
--------	------------

		平成27年度(決算額)	平成28年度(決算額)	平成29年度(予算額)
歳入	教育費国庫補助金 学校・家庭・地域連携 協力推進事業費補助金 (放課後子供教室)	3,436,000円	5,073,000円	9,592,000円
歳出	放課後自習教室事業経費	16,362,000円 [内訳] 報 16,068,000円 保 294,000円	24,048,600円 [内訳] 報 23,754,600円 保 294,000円	39,002,000円 [内訳] 報 38,708,000円 保 294,000円

[参考] 歳出：自学自習力支援システム活用事業経費 20,142,000円/年

(※決算額・予算額には中学校での実施分を含む。)

(4) [参考] 枚方子どもいきいき広場事業 (子ども青少年政策課所管)

【概要】

完全学校週5日制に伴い、平成14年度から学校休業日の土曜日に各小学校で実施してきた「ふれ愛・フリー・スクエア」(委託事業)を終了し、平成23年度から、「枚方市補助金等交付規則」及び「枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱」に基づく児童健全育成事業(補助事業)として実施しているもの。これからの時代を担う子どもたちの「生きる力」を育てていくことを目的として、市内の全45小学校において、地域団体等が、学校休業日である土曜日を中心に、各校区の実情に応じ、文化活動やスポーツ活動、昔遊びや世代間交流など、地域の特色や多様性をいかしたさまざまなプログラムを通じて児童の健全育成に取り組んでいる。

【実績】

[平成28年度]

実施回数	のべ参加児童数	のべ参加ボランティア数
1,511回 (1校平均33.6回)	65,662人	18,823人

平均参加人数	1回あたり43.5人
--------	------------

[平成27年度]

実施回数	のべ参加児童数	のべ参加ボランティア数
1,487回 (1校平均33.0回)	60,984人	18,921人

平均参加人数	1回あたり41.0人
--------	------------

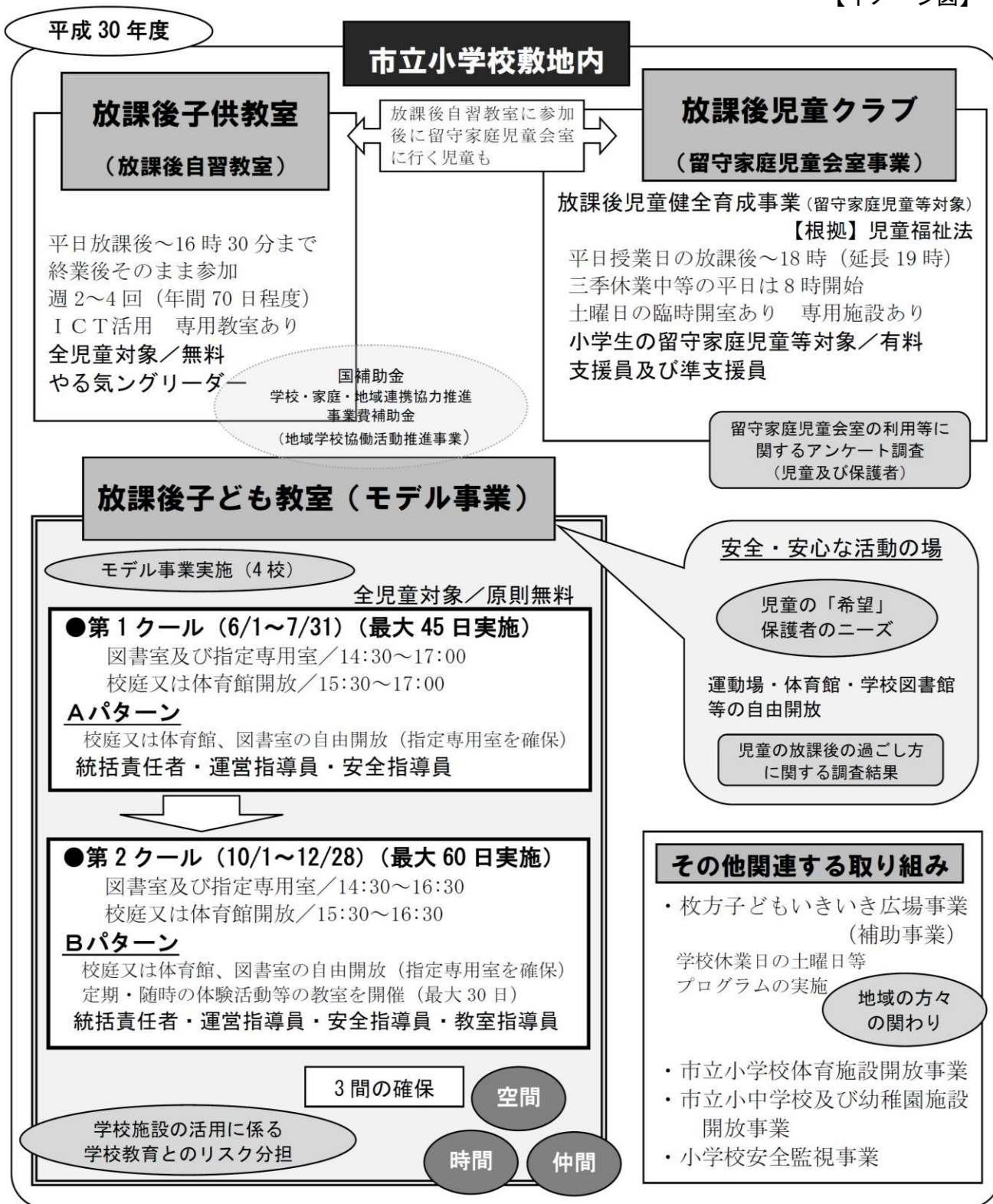
		平成27年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (予算額)
歳入	—	—	—	—
歳出	枚方子どもいきいき 広場事業経費	31,056,793円 [内訳] 補 29,585,009円 報 921,500円 保 504,250円 通 46,034円	32,548,842円 [内訳] 補 30,024,923円 報 1,881,000円 保 442,330円 通 32,165円 消 168,424円	33,153,000円 [内訳] 補 31,315,000円 報 950,000円 保 600,000円 通 103,000円 消 185,000円

◇放課後子ども教室モデル事業について（案）

子どもにとって望ましい「放課後」を実現するために
 「放課後」、小学校施設を活用して、子どもの成長に必要な要素「3間」を確保する
 ～次代を担う児童の放課後対策の充実、児童の安全・安心な活動の場～

1. 本市の取り組みにおける、放課後子ども教室の位置付け

【イメージ図】



2. モデル事業の目的

平成31年度を目途に事業実施を予定している「放課後子ども教室」事業について、複数の小学校において事業内容を限定して試行的にモデル事業を実施することにより、利用者（児童・保護者）ニーズの実態や事業の効果、実施に係る課題及び経費の見込等を分析・検証することによって、より効果的で効率的な事業スキームの構築を図る。

3. モデル事業の実施校

市内45小学校から、モデル事業対象校としてブロック別（北部、東部、中部、南部）に1校を選び、計4校でモデル事業を実施する。

市コミュニティ連絡協議会 ブロック	校 区		
北 部 (10)	樟 葉	殿 二	樟葉北
	樟葉南	招 提	船 橋
	樟葉西	西牧野	
	牧 野	平 野	
東 部 (9)	津田南	菅原東	津 田
	藤 阪	菅 原	水 室
	田口山	西長尾	長 尾
中 部 (12)	小 倉	中 宮	殿 一
	磯 島	高 陵	明 倫
	山田東	山 田	桜 丘
	中宮北	交 北	桜丘北
南 部 (14)	枚 二	東香里	伊加賀
	春 日	開 成	五 常
	香 陽	蹉跎西	香 里
	川 越	枚 方	蹉 跎
	蹉跎東	山之上	

4. モデル事業対象校選定の考え方

平成31年度に事業を全校で本格実施した場合に、学校運営全体に与える影響をはじめ、既存の留守家庭児童会室事業や放課後自習教室事業、さらには学校休業日の土曜日等に実施の枚方子どもいきいき広場事業等に与える影響や調整を要する課題ができるだけ具体的に把握できるよう、それらの事業が継続的かつ安定して一定の規模・回数で展開されている小学校を選定する。

5. モデル事業（平成30年度）の実施期間

第1クール：6月1日（金）～7月31日（火）：最大45日実施

第2クール：10月1日（月）～12月28日（金）：最大60日実施

※各学校の行事等によって実施日が若干異なることがある。



【前回までの提示案】

第1クール：5月14日（月）～7月31日（火）：最大55日実施

第2クール：10月1日（月）～12月21日（金）：最大60日実施

6. モデル事業の実施内容種別

児童の希望、保護者のニーズ（「児童の放課後の過ごし方に関する調査結果」等）を踏まえた内容

Aパターン：校庭又は体育館、図書室の自由開放（指定専用室を確保）

Bパターン：Aパターンに加え、定期・随時の体験活動等の教室を開催：最大30日開催

※いずれの場合も、放課後自習教室は現状の枠組みで継続する。

7. モデル事業の標準実施時間（基本）

第1クール：図書室及び指定専用室：14:30～17:00、校庭又は体育館開放：15:30～17:00

第2クール：図書室及び指定専用室：14:30～16:30、校庭又は体育館開放：15:30～16:30

※6限の授業終了までは校庭・体育館の使用は困難であるため、校庭又は体育館開放は15:30～とする。

8. モデル事業の学校別実施区分

モデル事業実施（4校） 第1クール：Aパターン実施 → 第2クール：Bパターン実施



【前回までの提示案】

①モデル事業実施（2校） 第1クール：Aパターン実施 → 第2クール：Bパターン実施

②モデル事業実施（2校） 第1クール：Bパターン実施 → 第2クール：Aパターン実施

9. モデル事業の実施方式と実施体制

モデル事業の実施方式は、対象校4校一括の事業委託で実施する。事業委託先の決定は、類似事業の運営実績を有するNPO、公益法人または企業等を対象として選定する。

事業実施に当たっての管理運営については、次表のとおり、種別及び従事内容ごとに人員配置を行い、事業実施体制を確立する。なお、児童の放課後対策審議会の意見を受け、統括責任者及び運営指導員には、放課後子ども教室における児童の活動の支援等を行えるよう専門的な知識を持った人員の配置を行うこととする。

【人員配置基準】

区分	従事内容	配置人員	人数
Aパターン	活動の総括、連絡調整 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	統括責任者	1人
	事業の企画、児童の活動の支援 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	運営指導員	1人
	校庭又は体育館の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	図書室及び指定専用室の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
Bパターン	活動の総括、連絡調整 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	統括責任者	1人
	事業の企画、児童の活動の支援 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	運営指導員	1人
	校庭又は体育館の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	図書室及び指定専用室の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	教室実施会場における体験活動・学習等にかかる指導・助言	教室指導員	1人

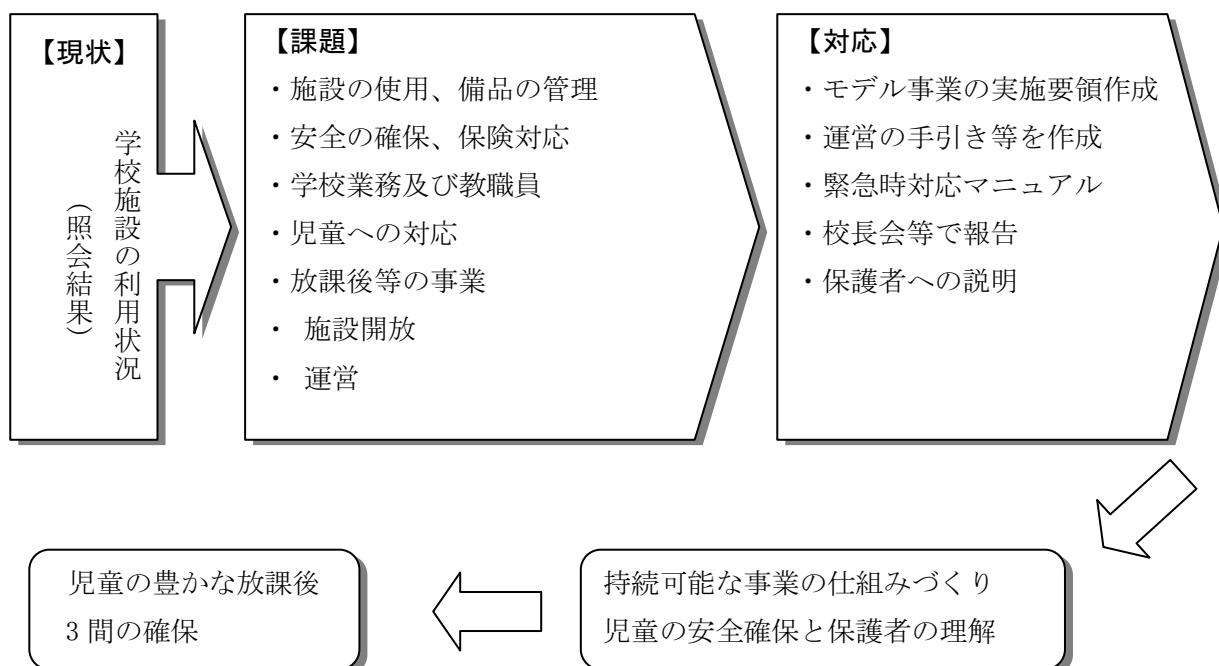


【前回までの提示案】

統括責任者が担っていた、事業の企画、児童の活動支援は運営指導員が担うことで一人追加。

◇放課後子ども教室モデル事業実施に向けた整理すべき課題

1. 学校運営との調整



2. 留守家庭児童会室事業との連携

- ①一体的な推進の可能性の模索
- ②参加の把握方法や活動場所への移動の確認
- ③参加の確認、緊急時対応のため留守家庭児童会室児童の情報共有

3. 既存の放課後自習教室との調整

- ①児童が放課後子ども教室にも参加する際の出入りの確認
- ②放課後自習教室と放課後子ども教室の実施時間の重なりについて

4. 枚方子どもいきいき広場事業に与える影響や課題の把握

学校休業日の土曜日等に実施している枚方子どもいきいき広場事業と放課後子ども教室の実施について

5. 地域の理解

地域団体による学校施設利用の調整

◇放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について（案）

○目的と手法

放課後子ども教室モデル事業の実施について、期間中は事前に設定した対応の進捗を確認する。事業者の業務内容は仕様書や運営の手引き等に則って行われているか、モニタリングする。

事後は、課題への対応、実績の集計と他の既存事業への影響を把握し、アンケート調査などを行って本格実施に向けてさらなる課題を抽出する。

○検証内容

【項目1】 事業の実施に向けた整理すべき課題への対応と結果

学校運営との調整、留守家庭児童会室事業との連携、既存の放課後自習教室との調整、施設に関するもの、児童の安全の確保など、整理すべき課題への対応を設定し、事後に事業の担当課に聞き取り、事業者の報告書などから整理して評価する。あわせて、事業者の業務遂行状況が仕様に基づき適正に行われたか、児童の活動の支援につながる企画・運営が行われたか、人員配置と児童の参加のバランスなど、次年度の事業者選定につながるよう検証を行う。

- 視点**
- ①実施要領や運営の手引きなどに反映した、整理すべき課題への対応が、事業の結果に結びついたか。
 - ②本格実施に向けての改善すべきポイントはどこか。

【項目2】 事業の実績と既存の放課後等の事業の状況把握について

放課後子ども教室登録及び参加児童数、うち留守家庭児童会室の児童数
 同期間の放課後自習教室参加児童数、枚方子どもいきいき広場の参加児童数
 放課後子ども教室の未実施月との比較
 実施内容（校庭又は体育館、図書室の自由開放または教室）別の参加状況

- 視点**
- ①放課後子ども教室事業が既存の事業にどのような影響があったのか。
 - ②事業の枠組みや実施手法に無理や問題がなかったかどうか。

【項目3】 利用者の満足度や学校運営への影響

児童及び保護者の満足度について（アンケート）
 学校へのアンケートを実施し、事業の影響をつかむ。

- 視点**
- ①利用した児童や保護者の放課後子ども教室についての満足度はどうか。
 - ②学校運営への影響について、今後の実施方法で改善すべきことは何か。